

木津東地区まちづくり協議会規約

(名称)

第 1 条 この会の名称は、木津東地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、京都府木津川市の『学研木津東地区』内において、市との連携のもと適切な土地利用を図るとともに、将来に向かって魅力あるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(対象区域)

第 3 条 協議会は、『学研木津東地区』を検討対象区域（以下「検討対象区域」という。）とする。

(構成)

第 4 条 協議会は、次に掲げる会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 検討対象区域内に所在する土地の所有者であって、まちづくり協議会参加届を提出した者（以下「地権者会員」という。）
- (2) 関係組織・団体の役員で協議会が認めた者

(活動内容)

第 5 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 地権者会員参加によるまちづくり構想の策定と実現化に向けたまちづくり活動の企画・実施
- (2) 木津東地区にふさわしいまちづくりに向けた各種活動の企画・実施
- (3) まちづくりの推進に関する広報及び啓発活動
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、木津川市建設部都市計画課におくものとする。

2 事務局を補佐する者を、地権者会員のうちから若干名おくものとする。

附 則

この規約は、令和元年 9 月 23 日から施行する。